

令和5年4月13日
210会議室

令和5年第7回
立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

令和5年第7回立川市教育委員会定例会

1 日 時 令和5年4月13日(木)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 3時06分

2 場 所 210会議室

3 出席者

教育長 栗原 寛

教育委員 石本 一弘 伊藤 憲春

小林 章子 小柳 郁美

署名委員 石本 一弘

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 齋藤 真志 教育総務課長 小林 直弘

学校施設建替担当課長 鈴木 信貴 学務課長 澤田 克己

指導課長 佐藤 達哉 統括指導主事 片山 伸哉

統括指導主事 野津 公輝 教育支援課長 鈴木 峰宏

学校給食課長 青木 勇 生涯学習推進センター長 庄司 康洋

図書館長 池田 朋之

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 和田 健治 柏崎 彩花

案 件

1 議案

- (1) 議案第18号 立川市教育委員会表彰について
- (2) 議案第19号 専決処分について（立川市学校運営協議会委員の任命について）

2 協議

- (1) 立川市いじめ防止基本方針（第二次改訂）（案）について

3 報告

- (1) 教育委員会事務局職員の人事異動について
- (2) 令和5年第1回立川市議会定例会報告について
- (3) 令和5年4月1日現在学級編制用児童・生徒数及び学級数
- (4) 令和5年4月1日現在特別支援学級等児童・生徒数及び学級数
- (5) 立川市中央図書館文部科学大臣表彰受賞について

4 その他

令和5年第7回立川市教育委員会定例会議事日程

令和5年4月13日
210会議室

1 議案

- (1) 議案第18号 立川市教育委員会表彰について
- (2) 議案第19号 専決処分について（立川市学校運営協議会委員の任命について）

2 協議

- (1) 立川市いじめ防止基本方針（第二次改訂）（案）について

3 報告

- (1) 教育委員会事務局職員の人事異動について
- (2) 令和5年第1回立川市議会定例会報告について
- (3) 令和5年4月1日現在学級編制用児童・生徒数及び学級数
- (4) 令和5年4月1日現在特別支援学級等児童・生徒数及び学級数
- (5) 立川市中央図書館文部科学大臣表彰受賞について

4 その他

◎開会の辞

○栗原教育長 ただ今から、令和5年第7回立川市教育委員会を開催いたします。

署名委員に石本委員、お願いいたします。

○石本委員 はい、かしこまりました。

○栗原教育長 よろしくお願いいたします。

本日は、議案2件、協議1件、報告5件でございます。その他は、議事進行過程で確認をいたします。

次に、出席者の確認を行います。齋藤教育部長、お願いいたします。

○齋藤教育部長 本日、第7回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございます。

教育部長、教育総務課長、学校施設建替担当課長、学務課長、指導課長、片山統括指導主事、野津統括指導主事、教育支援課長、学校給食課長、生涯学習推進センター長、図書館長。

以上でございます。

◎議 案

(1) 議案第18号 立川市教育委員会表彰について

○栗原教育長 それでは、1議案(1)議案第18号 立川市教育委員会表彰について、を議題といたします。

小林教育総務課長、説明をお願いいたします。

○小林教育総務課長 議案第18号、立川市教育委員会表彰について、ご説明いたします。

本件に関しましては、立川市教育委員会表彰規程第3条第3号及び表彰基準に基づき表彰するものでございます。

こちらの資料に記載のとおり、表彰該当者は、6年と5カ月間の長きにわたり、立川市生涯学習推進審議会委員にご尽力いただきました眞壁繁樹氏になります。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

ご質疑はないようでございます。それではお諮りいたします。議案第18号、立川市教育委員会表彰については、提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、1議案(1)議案第18号、立川市教育委員会表彰について、は承認されました。

◎議 案

(2) 議案第19号 専決処分について(立川市学校運営協議会委員の任命について)

○栗原教育長 次に、1議案(2)議案第19号、専決処分について(立川市学校運営協議会委員の任命について)、を議題といたします。

佐藤指導課長、説明をお願いいたします。

○佐藤指導課長 それでは、議案第19号、専決処分について(立川市学校運営協議会委員の任命について)をご説明いたします。

1枚おめくりください。立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則第3条第1項の規定に基づき、立川市学校運営協議会委員の任命について専決処分するものでございます。

もう1枚おめくりください。理由といたしましては、こちらの委員氏名等の表のとおり、校長、副校長、教職員等の人事異動がございましたため、後任の者を4月1日付で委員に任命するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 3番に、任期満了日は令和5年5月31日とありますが、これは合っていますか。これで間違いないでしょうか。

○栗原教育長 佐藤指導課長、お願いいたします。

○佐藤指導課長 任期の件でございますが、学校運営協議会委員の任期は、6月1日から翌年度の5月31日となっております。そのため、4月1日付で人事異動があった際には、このように2カ月間だけ、また任命行為を行い、任期が発生するというところでございます。

以上です。

○栗原教育長 補足すると、前任者の残任期間という形での2カ月の任命ということでございます。

小柳委員、よろしいでしょうか。

○小柳委員 はい、ありがとうございました。

○栗原教育長 ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 ほか、質疑はないようでございます。

それでは、お諮りいたします。議案第19号、専決処分について(立川市学校運営協議会委員の任命について)、は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、議案第19号、専決処分について(立川市学校運営協議会委員の任命について)、は承認されました。

◎協 議

(1) 立川市いじめ防止基本方針（第二次改訂）（案）について

○栗原教育長 続きまして、2 協議 (1) 立川市いじめ防止基本方針（第二次改訂）（案）について、に入ります。

佐藤指導課長、説明をお願いいたします。

○佐藤指導課長 それでは、立川市いじめ防止基本方針（第二次改訂）（案）について、ご説明いたします。

はじめに、今回の改訂理由について、ご説明いたします。前回の改訂が平成 30 年 4 月 1 日でございます。そこから 5 年が経過し、児童・生徒を取り巻く環境も大きく変化しております。この間、令和元年 5 月 24 日付けで、国のいじめ防止対策推進法が改正されております。

また、東京都教育委員会からも、「いじめ総合対策第二次（一部改訂）」が、令和 3 年 2 月に出されております。

そして、文部科学省作成の「生徒指導提要」が、12 年ぶりに改訂され、令和 4 年 12 月に示されました。

近年、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、全国的にいじめが重大事態につながるケースや、自死による児童・生徒も後を絶たず、極めて憂慮すべき状況にございます。今回は、その点も踏まえた改訂であると捉えております。

本市としましても、いじめは、子どもの命や、心身の健全な成長及び人格の形成に多大な影響を及ぼす重大な問題であるとの認識に立ち、学校におけるいじめ防止のための対策が形骸化することのないよう、その取組状況について、不断に検証し、改善を図っていくことが不可欠であるとの思いから、先ほどご説明の資料等を参考にしつつ、今回の第二次改訂を行った次第です。

改訂に当たっては、前回の改訂の趣旨を引き継ぎつつ、内容を充実させ、実態に即した改訂となるように取り組みました。

一方で、単純に文章量を増加させることは、各学校において、実際に基本方針を読んで理解し、活用する妨げになる可能性があることをかんがみ、トータルのページ数は、前回の改訂と同程度としております。

内容を新たに加え、充実させた上で、ページ数を増やさないための工夫ですが、本来、学校が実態に応じて手立てを講じる場面について、これまでの基本方針には、詳細な記述がなされていましたが、今回は方針として端的に記載し、文字数の削減を図っております。これについては、また後ほど触れさせていただきます。

それでは、改訂案 2 ページ、II 基本方針改訂の意義をご覧ください。先ほども申し上げましたが、令和 4 年 12 月に、「生徒指導提要」が改訂されました。その「生徒指導提要」の第 4 章、いじめについて記載されている箇所がございます。

「いじめ防止対策推進法第 1 条」が目指すところを踏まえ、同法の基本的な方向性が「生

徒指導提要」には記載されております。それが、本文中の、「社会総がかりでいじめ防止に取り組むこと、重大事態への対処（背景調査を含む）において公平性・中立性を確保することと、そのことを踏まえて各学校に義務付けられた、①いじめ防止のための基本方針の策定と見直し、②いじめ防止のための実効性のある組織の構築、③未然防止・早期発見・事案対処における適切な対応を行うことが再確認された」といったところまでの記載でございます。

また、同提要では、生徒指導とは、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、児童・生徒が自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことであると定義されており、それを受けて、いじめとは、その教育活動において、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる人権侵害行為であることを改めて共通認識し、人権を社会の基軸理念と捉えて、社会の成熟を目指すという決意が表明されています。こちらも「生徒指導提要」に書かれている文言であります。そういった文言も、今回使わせていただきました。

ここからは、新旧対照表を参考に、主な改訂のポイントをお伝えさせていただきます。

忙しくなりますが、両方見比べながらになるかと思えます。ご了承ください。基本方針案3ページ、Ⅲ いじめの定義でございます。ここでは、改めて、いじめ防止対策推進法第2条に基づき、いじめの定義を再確認しております。

次のⅣ いじめの禁止では、法的根拠を示し、子どもといじめの関係を再確認しております。

次のⅤ いじめの問題への基本的な考え方では、立川市教育委員会、学校、家庭、地域社会のいじめに対する取組方を説明しております。

続いて、基本方針案の7ページでございます。Ⅶ 学校における取組のうち、3、学校におけるいじめ防止等に関する取組では、未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処の4つの段階を設けておりますが、それぞれの内容を端的にまとめました。

新旧対照表でも確認いただけますが、これによって、文字数の削減が図れております。その他文言の訂正等、細かな修正も含まれますが、今回の改訂における主なポイントをお伝えさせていただきます。

ご説明は、以上です。ご協議のほど、よろしく願いいたします。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。

説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

石本委員、お願いいたします。

○石本委員 まず、ご説明のあった文字数の削減というのも、とてもいいことだなと思っています。ご苦労いただいて、ありがとうございます。何よりもいじめの問題というのは、子どもの尊厳を守るというテーマがありますので、そこに沿って、しっかりと学校も子どもを理解し、家庭も理解をしていただくことが必要かと思っています。

3ページのⅤ いじめ問題の基本的な考え方のところの3行目にありますけど、一番現場で頭を痛めるのは、見えないということです。いじめをしている側は、もちろんそうですけど、いじめを受けている側にも実は発信しづらいというところがありまして、私も現役の頃に、本当にこの問題では、苦労いたしました。

まず、いかに未然防止に全力を尽くすかということ。それから、少し変だぞということがあれば、本人が発信できないのであれば、周囲の子どもたちが何かの形で先生に相談するなり、友達同士で相談するなり、これは当然、信頼関係がなければできないので、そういう場の構築が、求められると思っています。

そこで、4 ページをお開きいただけますでしょうか。いじめは、当然ですけれども絶対あってはならないし、もし起こったら、正確に、正しく、より速やかに対応して、少しでも早く被害を受けている子どもが救われることです。それから、当然、加害側のお子さんにとっても、やはり自分自身の毎日の、価値ある学校生活というのでしょうかね、そういうこともあり得るわけですから、少しでも早く解決が求められると思っています。

ありがちなのは、絶対許さないぞという先生方の意気込みはいいのですけれども、誤解を招くような発信の仕方をしてしまい、指導があらぬ方向にいかないかなと懸念をしています。

例えば、(2)の中の文言を拾わせていただくと、例えば「集団の秩序を確立し」であるとか、「前向きかつ主体的に学ぶ集団づくりを進める」。あるいは、(2)の文末ですけれども、「集団全体に」という文言があります。

私は、どれも納得できるのですけれども、この「集団の秩序の確立」であるとか、「前向きかつ」、「集団づくり」、あるいは「集団全体に」という文言だけに注視してしまうと、全体主義のような、かつて、例えば学年集会というような名の下に、教員が一方的に生徒を集めて学級であったり学年であったり、子どもたちに対して指導するという、説諭や訓諭という形の指導というのでしょうか、ある意味、これは一方的とも取られかねないような、そういう場面もかつてはあったと思っています。

かつては、と申し上げているのは、やはり全体への指導というのももちろん大事なのですけれども、一番大事なのは、一人一人の子どもの特性だったり個性であったりということ、子どもたち同士が尊重し合うという、そういう学校風土が大事なのだと思っています。

道徳が教科化されて、道徳の授業では、みんな違ってみんないいのだという思想性というのが、まさに子どもの尊厳だと私は思っているのですけれども、全体への指導と、それからやはり一人ひとりの子どものそれぞれの個性の在り方や、良さというものをお互いが理解し合うという視点をもう少しこの文面の中に反映していただけないかなというのが、率直な思いです。

すみません。長くなって申し訳ありません。いったんここで終わります。

○栗原教育長 ご意見ありがとうございました。

佐藤指導課長、お願いします。

○佐藤指導課長 石本委員ご指摘のように、まず、いじめ対策については、未然防止が大切であるということ、また、周りの子たちも安心して声を上げられる、そういった環境づくりというのは、とても重要であると私たちも捉えております。

今、ご指摘いただきました4ページの(2)の内容についてですが、こちらについて、前回改訂とは、大きく内容を変えているものではなく、趣旨を変えずに文言を少しまた吟味する

ことで、今、石本委員がご指摘されたような形の表現になるかどうかというところを十分検討してまいりたいと思います。

受け止め方によっては、石本委員ご指摘のように、いわゆる全体主義的なもの、また、上から押さえ付ける、締め付けるような伝わり方をされると、やはり子どもたちは、かえっていじめという事実を隠そう、隠そうとしてしまう、そういった行動につながりかねないとも危惧しております。

そういったところもかんがみ、また、石本委員ご指摘のところも踏まえて、また、こちらの内容は大きく変えずに、どういった表現ができるのかというところを検討してまいりたいと思います。以上です。

○栗原教育長 続けて、石本委員、お願いいたします。

○石本委員 (3)いじめから子どもを守るというところの3行目からなのですが、「軽い言葉で相手を傷付けたが」という表記があるのですが、私はこれを読んだ時に、子どもが傷付く言葉に、軽いも重いもないなと思いました。これは、いじめの軽さ、重さという意味で、こういう表現をしているのではないということは十分承知をしております。承知をしておりますが、例えばこの文言を、子どもが、先生が、立場を変えて、親が、あるいは立川市民が読んだ時に誤解されないかなと私は思いました。

その後続く「教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においても」の位置を、私は変えたほうがいいのではないかと考えていて、例えばなのですが、「言葉で相手を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し、良好な関係を再び築くことができた場合等においても、法が定義するいじめに該当するため、必ず教員の指導によって、学校として組織的な対応をすることが重要である」というような流れにしたほうが、より誤解も生まないし、子どもたちも、保護者の皆さまもきつと納得するのではないかという印象を持ちましたけれども、いかがでしょうか。

○栗原教育長 佐藤指導課長、お願いいたします。

○佐藤指導課長 今、ご指摘のように、傷付けてしまった言葉に軽い、重いはない、また、いじめに重い、軽いはないといったところは、まさにそのとおりだと思います。

一方で、あえてここで、「軽い言葉で」という言葉を使わせていただいているのは、本当に子どもたちが無意識のうちに、意図せずに発した言葉でも相手を傷付けることがあるのだというところを改めて認識する必要があるのではないかという理由で、こういった表現を使わせていただいております。

また、先ほど紹介しました東京都教育委員会で作っております「いじめ総合対策」という冊子がございます。

その中でも、「軽微ないじめであっても」、「軽微ないじめの」といった表現等も使われており、決して、いじめの重い、軽いや、軽いからいいということでは使っているのではなくて、区別として意図的に使っているといったことが読み取れます。ですので、こちらの言葉について、また改めて検討させていただきたいと考えております。

また、2点目にご指摘の、「教員の指導によらずして」というところについてですが、石本委員がおっしゃられたように、「教員の指導によって」、そういった表現のほうが伝わりやすい部分もあるかと思しますので、いただいた意見を基に、こちらもまた検討させていただければと思います。よろしく申し上げます。

○栗原教育長 本日、石本委員からいただいた意見を内部で検討させていただき、見直しにつながりたいと思っています。ありがとうございました。

ほかは、いかがでしょうか。

伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 ご説明ありがとうございます。

私も何となく気になっているようなところが、今、石本委員のお話で随分すっきりしてきたかなと、私が引っかかっているところが分からなかったのが、教えていただいたという感じをしております。

ただ、最初のところで、「総がかり」という言葉は、少し引っかかっています。やはりみんなでということなのでしょうけれども、「総がかりでと」というような表現が、少し、何かそれをやらなければいけない、それができない人は駄目なんだよというような強い表現ですが、でも、強くしなければいけないのでしょうか。それから、本当に本人がいじめられたと思っただけだということ、これはハラスメントと同じような形で、本人が嫌だと思っただけだということ、とても難しいところになることは十分分かっております。

全体的に読ませていただいた時も、細かいところまでよく配慮されているなということはあるのですが、今、石本委員がおっしゃられたようなところをもう少し考えていただけると、よくなるかなという気がいたします。感想です。

○栗原教育長 ほかは、いかがでしょうか。

小林委員、お願いいたします。

○小林委員 いじめに関しては大きな問題でありまして、こういう基本方針を作っていただいて、見直していただいて、これが徹底できれば素晴らしいことかなと思います。

4 ページの上のほうに書いてありますこと、本当に基本的なことですけれども、教育基本法に取り上げていることを学習指導と並んで、学校教育においても、学習指導だけではなく、大事なものがあるということを改めてここで確認するというところで、すごくいい部分かなと思いました。

私は、1個ずつ、文章、内容がどうという視点では読んでいなかったのですが、思ったのは、これをどのように現場の先生方に浸透させていくかということなのですね。内容の中には、研修会や教育など出てきますけれども、これをどういった形で現場の先生方に浸透させていくのかということが気になりましたので、教えてください。

○栗原教育長 佐藤指導課長、お願いします。

○佐藤指導課長 いじめ防止、また未然防止、いじめ対策については、校長会、副校長会でも事あるごとに私、また教育長が、管理職のほうへ伝えさせていただいております。

今回、こちらをご協議いただき、また、ご議決いただいた後には、管理職を通してこれを確実に学校に展開し、また、各学校において、これを基に学校のいじめ防止基本方針の改訂、また修正に活かしていただくことを考えております。

いずれにせよ、ご説明でも申し上げましたが、これが形骸化してはならないという認識は常に持っておりますので、策定して終わりではなく、こちらを確実に浸透させるようにさまざまな機会で発信してまいりたいと考えております。

以上です。

○栗原教育長 小林委員、お願いいたします。

○小林委員 先生方が読んで分かりやすいようにという配慮をして、こういう改訂をされたということで、その思いが伝わったらいいかなと思います。

実際に子どもたちと接するのは先生方で、今、現場の学校にお邪魔すると、とても若い先生が目立つのですが、学生を体験してから時間がたっていないということは、子どもたちの気持ちが分かるという意味では、とてもいいことなのかなとは思いますが、ただ、いろいろな体験が、やはり年齢を経ているだけに、少ないのかなと思います。

実際に学校の現場でいじめがあった時に、どういう対応をしたらいいかというのが、私は考えてもとても難しいことだと思うのですが、実際に研修をする場合に、いろいろな事例を教えていただいたり、それから、その時にどのように対応するか、ロールプレイングのようなものをして、少し成果が出るのかなという気がいたしました。

私も経験がないので、想像だけの話ですが、多分その場での対応というのはとても難しいかなと思うので、十分トレーニングを積んでいただけたらなと思いました。

○栗原教育長 佐藤指導課長、お願いいたします。

○佐藤指導課長 さまざまありがとうございます。本当にいじめの解消や防止については、確実に年3回の月間や週間の取組を通して、教職員だけでなく、児童・生徒に対しても、指導を行っているところでございます。

今、経験の浅い教職員の対応について、ご心配をいただいている点でございますが、大事なことは1人で抱え込まないこと、組織的な対応をしていくことだと捉えております。経験をしていく中、またチームとして対応する中で、研修と同様に身に付けていけるスキルもあると思います。また、先日、初任者研修第1回も行わせていただいたのですが、いじめに特化したものではございませんが、私のほうからは、何か対応する必要があるとき、また、事が起きた時には1人で抱え込まず、必ず周りに相談してください、頼ってください、チームで対応してくださいという話等もさせていただきました。

そういったところも踏まえて、引き続き、こちらからも正しく発信してまいりたいと考えております。

以上です。

○栗原教育長 小林委員、お願いいたします。

○小林委員 本当に学校全体で対応するということが大事なかなと、また、若い先生も相談

できる学校の雰囲気というのを、ぜひ、つくり上げていていただきたいと思います。

以上です。

○栗原教育長 ほか、いかがでしょうか。

石本委員、お願いいたします。

○石本委員 近年といえますか、ここ数年の傾向を見てもそうですけれども、外国から日本に来て、一緒に学ぶお子さんたちも随分増えたと思っています。そのようなお子さんだけではなくて、先ほどもそれぞれ個性があると申し上げましたけれども、生活習慣も考え方も、そのお子さんの特性もみんな違うわけですから、そのような多様性を受け入れられるような学校づくりと言いましょか。どの子も安心して安全な学校生活が送れるようなご指導を、お願いしたいと思います。

以上です。

○栗原教育長 今のは意見として受け止めます。

ほか、いかがでしょうか。

小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 7ページなのですけれども、3 学校におけるいじめ防止等に関する取組で、(1)、(2)、(3)、(4)と、以前より文字数がすごく短くなって、まとまっていて、すごく見やすい資料になったと思います。

一方、改訂前の文章と見比べてみると、新旧対照表でいう4ページ目が、おそらく改訂前、改定後と比較していただいていると思うのですけれども、すごく短くなっているのですが、簡潔過ぎて、ぼんやりしないのかなというのが、少し気になりました。

というのは、改訂前のものだと、より具体的で、例えば児童・生徒及び保護者が、いじめの実態を伝えやすい体制を整備するとか、アンケートを実施して5年間保管するとか、結構具体的なことが書いてあって、これはこれで確かに文章が長いのですけれども、先生たちが見た時に、こういうことをすればいいのかというのが具体的に分かると思ったのですが、簡潔にし過ぎてしまうと、具体的なものが伝わらないということが起こったりしないのでしょうか。

○栗原教育長 佐藤指導課長、お願いいたします。

○佐藤指導課長 ご指摘ありがとうございます。本当にここを全削除するに当たっては、われわれも非常に悩んだところでございます。

ただ、冒頭申し上げたように、文章量が多いとなかなか全部読み切るのは難しいところもございます。今、小柳委員ご指摘の、例えばアンケートを5年間保存するといったところは、実は既に数年前から行われており、現場で浸透している、もう実践できているといったものも数多くございます。

詳細に記載されていけば、それはまた漏れもなくなるかと思うのですが、現時点で、前回の改訂のものも、これで終わりではなく、どういったことが記載されていたのか、どういったところが削除されたのかというところも今後の対策に活かせるように、そこについてもア

ナウンスをしてまいりたいと思います。

以上です。

○栗原教育長 小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 説明ありがとうございます。

感想ですが、新旧対照表の前から4ページの裏側に、項目でいうと、改正前の早期対応のところ、いじめた児童・生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で適切な指導を行う、出席停止の措置を行うことも考えられると、その際は出席停止の期間における、というこの部分なのですけれども、前から気になっていたことが、いじめられた子は、学校に来たくないからお休みしてしまうのですが、加害者は、そのまま学校に来続けるというのが、どうしてもいじめられた側が損をしてしまって、加害者は何もおとがめなしなのだなど思っていました。目には目を、歯には歯をというのはあまりよくないとは思うのですけれども、こういうことがあるのだよということを傍観している児童・生徒たちも分かれば、本当にいじめはやってはいけないことなのだとということが分かるのではないかと、少しよくない例ですけど、いじめると、こういうことが起こるのだよという学びになると思います。

以上です。

○栗原教育長 佐藤指導課長、よろしいですか。

○佐藤指導課長 ご意見ありがとうございます。海外の事例、また対応等も調べてみると、今、小柳委員ご指摘のような対応がなされている国もあると把握はしております。一方で、いじめは絶対に許されないことであり、また、重大な人権侵害であるというところは、引き続き学校教育全体を通じて、しっかり正しく周知、また、指導していくとともに、やはりいじめた側、もちろんいじめられた側のお子さんが安心して学校に通えるように、また、学べるような環境を整えるということが第一ではありますが、いじめたお子さんについても、しっかり反省をしつつ、また、その子の学習権、学びの保障というところも併せて考えていかなければならないと捉えております。さまざまなご意見、ありがとうございました。

○栗原教育長 ほか、いかがでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 ほか、ないようでございます。

それでは、本日の協議は以上とし、今回皆さま方からいただきましたご意見等を参考として、基本方針案を見直して、次回以降、再度見直したものをご提案させていただきたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、2 協議 (1) 立川市いじめ防止基本方針 (第二次改定) (案) について、の協議をこれで終了いたします。

◎報 告

(1) 教育委員会事務局職員の人事異動について

○栗原教育長 続きまして、3 報告 (1) 教育委員会事務局職員の人事異動について、に入りま

す。

齋藤教育部長、説明をお願いいたします。

○齋藤教育部長 令和5年4月1日付の教育委員会事務局職員の人事異動について、ご報告いたします。資料をご覧ください。表の左端欄の米印が異動者に該当します。右端の欄に旧所属をお示ししてございます。管理職につきましては、学務課長、統括指導主事の2名、指導主事では、2名の職員の異動がございました。

下段の2で、裏面にわたりますが、係長級では、10名の職員の異動がございました。資料にはございませんが、学校に配置している職員を含め、係員級では24名の職員の異動がございました。

説明は以上でございます。

○栗原教育長 説明、ありがとうございます。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

質疑がないようでございます。

これで、3報告(1)教育委員会事務局職員の人事異動について、の報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

(2) 令和5年第1回立川市議会定例会報告について

○栗原教育長 続きまして、3報告(2)令和5年第1回立川市議会定例会報告について、に入ります。

齋藤教育部長、説明をお願いいたします。

○齋藤教育部長 それでは、令和5年第1回市議会定例会について、ご報告いたします。資料をご覧ください。

今議会の日程についてご説明しますので、5ページの令和5年第1回市議会定例会日程等をご覧ください。会期は2月14日から3月15日までの30日間となります。議会初日の2月14日には、会期の決定、陳情の付託、議案審議、予算提案説明が行われました。

2月17日には、代表質問と予算特別委員会の設置付託が行われました。

一般質問は、2月20日から2月22日までの3日間で行われました。

2月27日から3月2日まで常任委員会が開催され、文教委員会は3月2日に行われました。

予算特別委員会は、3月6日から3月10日までの5日間で行われました。

議会最終日の3月15日には、議案審議などが行われております。

1ページにお戻りください。次に、代表質問についてご説明いたします。

会派を代表して、4人の議員から質問がございました。教育に関連したやりとりについて、ご紹介させていただきます。

頭山議員からは、学校給食共同調理場整備運営事業の供用開始に向けた見通しについて問

われ、現在、躯体工事がおおむね終わり、当初計画どおり、本年6月末の引き渡し、2学期からの供用開始を予定しており、関連準備として、昨年11月に新入生と在校生の保護者あてにお知らせを郵送したほか、中学校保護者を対象とした説明会や試食会を開催していること、また、配送対象校の改修工事を順次進めていることをお答えしてございます。

また、第三小学校等複合施設と第三中学校の建て替えについては、当該2校は通学範囲が重複するため、一体的な事業とすることで利点が見込まれることなどから、令和5年度に予定する整備基本計画は、2校を一体的に作成するとともに、事業手法は先行事例の二小等複合施設と、五中で実施した民間活力導入可能性調査の結果等を準用する考えであること、砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設については、現施設の解体工事と新施設の建築工事を令和6年度までの2年間で行い、工事期間中の砂川の歴史と文化の展示は、地域学習館等で持ち回り展示を行い、また、新施設での展示は、壁面展示、実物展示のほか、デジタルサイネージの設置を予定し、展示内容等の詳細を検討することなどをお答えしてございます。

浅川議員からは、平和・人権学習での市の取組の充実について問われ、中学生平和学習派遣事業（広島派遣）については、従来の1泊2日の行程を2泊3日に延長し、平和関連施設見学の充実を図ることをお答えしました。

このほか、就学援助については、Wi-Fi環境など新しい時代に対応すべきではと問われ、家庭でのWi-Fiなどの通信環境整備は、既に生活インフラの一部となっている現状があり、市として就学援助費としては支給を考えていないこと、市として学校給食の無償化を国に求めるとともに、実施に向け、当面2割補助ができないかとの問いには、本市では、学校給食費の値上げを行わず、保護者負担増を回避するため、昨年6月より食材費の物価高騰分を一般会計より交付し、対応しており、物価高騰の影響を引き続き注視するとともに、令和5年度当初予算案では、1学期分について、継続して対応するための予算を計上していること、学校給食費は学校給食法にあるとおり、学校給食を受ける児童・生徒の保護者が負担するものであるが、今後も国や東京都、他自治体の動向を注視していくことをお答えしました。

教育費の保護者負担軽減についての見解については、就学援助世帯に対し、入学準備金や新入学学用品費を、小学校6年生と中学校3年生には卒業アルバム代を支給して、物品等の購入を支援しており、コロナ禍においては、家計の急変等があった場合は、就学援助の申請を随時受け付けていること、社会問題としての教員不足に対して、市としての対策を問われ、東京都教育委員会でのさまざまな対策の取組の動向に注視するとともに、市としても今後も教員が働きやすい環境づくりを支援していくこと、スクールロイヤーに関連し、人権教育などの取組なども一体で行えるよう予算を増額すべきではないかと問われ、各校の人権教育については、全ての教育活動を通して実施しており、弁護士を活用したいじめ防止事業については、別に予算を確保していることをそれぞれお答えしました。

山本みちよ議員からは、教育ICTについて、今後の整備の進め方や課題を問われ、タブレットPCと校務支援システムの更新に向け、令和5年から6年度に、市の現状調査のほか、国

や東京都、他自治体の動向調査、整備計画や調達仕様書の作成などを行い、今後の利活用の方向性にふさわしい整備を検討すること、学校教育用ネットワーク環境は、一部で接続に遅延が生じていることから、5年度は試験的に1校で性能の高いアクセスポイントに入れ替え、その結果を踏まえて全校での改善に展開することを検討することをお答えしました。

また、校務支援システムは、異なるネットワーク間のデータの移動に手間がかかることや、生徒の出欠席の入力などが教室で行えないことなど課題があるので、次期システム再構築の中で、検討してまいります。

このほか、教育支援センターの強化や不登校対策の取組について問われ、喫緊の課題であり、スクールソーシャルワーカーを配置し、福祉的な視点での支援体制を強化するとともに、タブレット PC を活用した遠隔支援や家庭訪問、学校訪問によるきめ細やかな支援を行うこと、また、不登校となる以前の早期対応の充実が必要であり、日常的な関わりやアンケート等で、登校しぶりが見られた時点で、面談や家庭との連携、また、連続欠席となった場合には、3日以内の家庭訪問等により、児童・生徒と面会するなど早期対応の充実を図ることなどをお答えしました。

2 ページにわたりますが、わたなべ議員からは、学校に関して多岐にわたり質問をお受けし、コロナの分類の2類から5類へ引き下げに伴う学校現場での対応については、国や東京都の方針及び地域の感染状況を踏まえて、校長会とも連携し、柔軟な対応を図るとお答えしました。

また、育休代替教員を所属校長が探すという慣例をやめ、代替職員の配置を教育委員会が行うべきではないかとの問いには、市教育委員会では、各学校に紹介できる人材の情報を一定数確保しており、また、都教育委員会に働き掛け、引き続き、人材確保に努めることをお答えしました。

東京都教育委員会が実施するコミュニティ・スクール制度を活用した教員公募については、関心や意欲が高い教員が集まりやすく、異動の学校間での事前の情報共有ができることから、円滑な学校運営につながることを期待できること、学校運営協議会の成果として、コロナ禍における教育活動にさまざまな助言をいただき、保護者や地域の理解を得られたことのほか、学校の施設改修に伴う諸対応、拡充型放課後子ども教室に向けた準備、新給食共同調理場の運営開始に向けた学校での準備等、学校環境が大きく変化する中でも、情報を共有し、助言をいただくことで、よりよい学校運営を進めることができたこと、また、課題としては新たな協議会委員となる地域人材の発掘や情報発信の工夫が必要であることなどをお答えしました。

このほか、現在のスクールソーシャルワーカーの体制と、その成果などについて問われ、月給制の主任1名と時給制の5名を雇用し、SSWを6名体制としたことで、各学校からの要請に対し、より丁寧に支援でき、また、主任の配置でそれぞれのSSWが持つノウハウや支援方法を共有したり、経験が浅いスクールソーシャルワーカーに対して助言をしたりするなど、学校への支援体制の安定化が図れていることなどをお答えしました。

次に、一般質問についてご説明いたしますので、2ページの3、一般質問をご覧ください。
教育に関連した一般質問は、表のとおり9人の議員から出されました。

それでは、一般質問の主なやりとりについて、ご紹介いたします。

原議員からは、多様性を認め合う学校教育に関する質問で、まず、道徳の評価についての市の認識などを問われ、道徳科の学習状況の評価は、道徳科の学習活動に着目し、年間や学期といった一定の時間的なまとまりの中で、児童・生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握して行うこと、他の児童・生徒との比較による評価ではなく、いかに成長したかを積極的に受け止め、認めて励ます個人内評価として記述式で行うこと、また、学習評価の妥当性、信頼等を担保することが重要であり、個々の教員が個人として行うのではなく、校長や道徳教育推進教師のリーダーシップの下に、学校として組織的、計画的に行うことが重要であることなどをお答えしました。

次に、ジェンダー平等に関する学校での取組状況などについて問われ、出席簿や学校朝会等の並び方の状況、呼称や水泳授業、体育の着替えなどでの状況と併せ、今後も人権やプライバシーに配慮し、安心して学校生活を送れるように支援を進めるように教育委員会として指導していくことをお答えしました。

最後に市の条例改正に伴い、通常学級支援体制の強化を求めるお問い合わせを受け、立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例に基づき、各学校において、通常の学級に所属する障害のある児童・生徒に対しても、個に応じた教育を行うために、合理的な配慮を行う必要があると認識していること、研修などにより学校支援員の専門性の向上に取り組みつつ、学校支援員の適切な配置、授業改善、児童・生徒の状況に応じた支援等による各学校の体制づくりに努めることをお答えしました。

瀬議員からは、学校教育に関する質問で、学校図書館について蔵書の状況、数量が足りない場合の対応と併せて、司書的な役割の体制強化を問われ、令和4年3月現在、文部科学省の学校図書館図書標準を4校で下回っており、5年度は小学校第4学年が35人学級に移行することや、特別支援学級などの学級数が増加することから、図書の購入費を増額して対応すること、体制強化については、学校図書館支援指導員や、市内公立図書館とともに取り組むほか、保護者や地域のボランティアの協力を得て、児童・生徒の読書への興味・関心を高めているが、司書的役割の常勤体制については、費用対効果も含めて、可能性を探っていくことをお答えしました。

また、プール授業において、紫外線の影響や、肌の露出を隠すなどの理由でラッシュガードの着用の手続きを、保護者負担なども考慮し、申請なしでも着用できるように対応を求められ、申請は、着用するラッシュガードの安全性の確認や、紛失防止に向けた持ち物の適切な管理のためをお願いしている状況であること、各学校の実態に応じた学校長の判断にはなるが、申請を必須とはせず、個人の判断で必要に応じて着用できるよう、教育委員会として学校に働きかけることをお答えしました。

伊藤幸秀議員からは、発達に心配のある子どもの支援についての取組状況などを問われ、

特別支援教室等の利用申請の際に必要な知能検査については、近年入室希望者が増加しており、検査実施まで時間がかかる状況であるため、令和5年度は市の検査回数を増やして対応すること、検査結果等を踏まえた支援の方向性については、教育委員会から保護者へ、就学先をご提案し、保護者や本人の意向を確認しつつ、就学先、転学先を決定するが、教育委員会からの提案をご理解いただける場合と、提案に対して保護者の判断が相違する場合があること、このほか、特別支援教室での原則の指導期間について、市では指導延長を適切に運用するとともに、保護者への丁寧な説明に努めること、特別支援教育の充実のために人材確保と質の向上が必要であり、東京都へ要望するほか、研修等を実施していることなどもお答えしております。

永元議員は、子どもたちの放課後活動の充実に関する質問の中で、各小学校の体育館の使い方を確認され、地域のスポーツ団体は社会体育利用以外の時間帯は、立川市立学校施設利用規則に基づき、当該利用が学校教育に支障がないことを学校長が確認した上で、教育委員会が利用の承認を行っていることをご説明しました。

糸川議員は、回遊性のあるまちづくりに関する質問の中で、文化財としての柴崎分水の状況をお尋ねになりましたので、柴崎分水は歴史上、学術上価値が高いことから、市指定史跡に指定し、文化財保護条例の規定に基づき、管理基準を定め、保存管理をしており、指定当初の原形をとどめるように保護指導するなど、適切に対応していくことをお答えしました。

また、このほか、第一小学校で年始に防犯ベルが鳴った事案について、誤作動した感知器を交換した経緯をご説明しております。

大沢議員は、東京都の外濠浄化プロジェクトに関する質問の中で、市内の学校における玉川上水の特色ある学習についてお尋ねになりましたので、玉川上水の学習は、小学校4年生の社会科のほか、立川市民科の題材として取り上げている学校も多く、一例として、上砂川小学校での「玉川上水学」の取組を環境保全にもつながる取組として紹介いたしました。

上條議員からは、新型コロナウイルス感染症の分類が5類となった際の学校での対応について問われましたので、国や東京都の方針及び地域の感染状況を踏まえて、校長会とも連携し、柔軟な対応を図っていくことをお答えしました。

あべ議員からは、オーガニック給食に関連付けて、本市の学校給食の現状などを問われ、安全安心な学校給食を児童・生徒に提供するため、国の学校給食摂取基準や立川市学校給食衛生管理基準などに基づき、献立を作成するとともに、地元農産物の使用拡大、食物アレルギー対応、食育の推進に取り組んでおり、令和5年度2学期より稼働する新学校給食共同調理場においても同様に取り組むとお答えしました。

このほか、有機食品の使用の取組としては、野菜類は農薬散布の少ないものを調達し、必要に応じて残留農薬等食品分析検査を実施していること、小学校の自校式給食を残していく考えはないかと問われましたが、新学校給食共同調理場は、学校給食衛生管理基準などに沿った施設整備を行い、HACCPの考え方を管理手法として、食物アレルギー対応の専用調理室も設置することから、より安全で安心な給食を提供するために、新学校給食共同調理場へ移

行していくことをお答えしました。

3 ページにわたりますが、山本洋輔介議員からは、マイクロプラスチック問題に関しての学校教育における啓発について問われ、環境学習は各教科や道徳科で学ぶほか、立川市民科で取り上げている学校もあり、新生小学校でのホタルを育て、昭和用水に放流する活動を通して、用水の清掃活動などを行っている取組を紹介しました。

また、動物福祉に配慮した畜産物の給食への導入については、現在、表示義務のないことから、学校給食で食材を確保することは難しいとの認識をお答えしております。

一般質問についての説明は、以上となります。

次に、文教委員会についてご説明しますので、14 ページをご覧ください。

表のとおり、行政からの報告 13 件について、質疑が行われ、所管事項質問が 1 名の議員からございました。

企画政策課からの第 4 次長期総合計画の総括（中間報告）については、行政評価を活用し、計画の進捗を PDCA サイクルの中で管理していくための成果指標に関する質疑があり、前期計画で市民満足度調査を利用していたが、後期計画では、より定量的な指標に変更した基本事業があることなどをお答えしたほか、議員からは、指標の数値を評価する際には、コロナ禍の影響を勘案する必要があることなどのご意見を頂戴しております。

その他の報告事項 12 件については、これまでの教育委員会定例会等において協議や報告等を行ったもののほか、総合教育会議と契約議案にかかる報告ですので、内容説明は割愛いたします。

中山議員からの所管事項説明では、卒業式や、その後の令和 5 年度の学校でのマスク着脱について問われ、国の考え方等に基づき、マスクの着用を求めないことを基本としつつ、留意事項等の動向も踏まえた検討を行い、児童・生徒、保護者等の主体的な判断が尊重されるよう各学校を指導することをお答えしております。

また、生・性教育の取組について、学校の実情に合わせて、希望した学校が医療機関と連携した生・性教育を実施することができるように、市内医療機関等の協力を働きかけていくことをお答えしています。

3 ページにお戻りください。次に、予算特別委員会ですが、10 款の教育費では、学校給食共同調理場整備や給食費補助金、また、第三小学校等複合施設整備、放課後子ども教室、図書館の管理・運営、学力向上事務では、ALT 関連などについて多岐にわたり、ご質疑、ご意見がございました。

次に、議案審議について説明しますので、6、議案審議をご覧ください。

まず、2 月 14 日審議の補正予算についてです。議案第 8 号、令和 4 年度立川市一般会計補正予算（第 10 号）では、第五小学校校舎増築工事の工期の延伸により、所要額の不足が見込まれることから、歳出予算を補正するとともに、繰越明許費の補正をお願いしております。

次に、3 月 15 日審議の議案第 21 号、令和 4 年度立川市一般会計補正予算（第 11 号）について、ご説明します。

歳出からご説明します。なお、本補正予算は、年度末の補正であることから、歳出においては、契約差金などの不用見込み額の減額をしておりますが、個別の説明は割愛いたします。

教育総務課分の電気料は、12月の補正予算で増額しておりましたが、単価の上昇に伴い、さらなる不足が見込まれることからの補正となります。

その他が不用見込み額を減額するものでございます。

学務課分としては、国の補助金を活用して、感染症対策や教育活動の体制整備に必要な消耗品費と備品を購入するものでございます。

4ページをお開きください。学校給食課及び生涯学習推進センター分についても、不用見込み額を減額するものでございます。

次に、繰越明許費です。先ほど歳出で説明した予算のうち、学務課の消耗品と備品がスケジュールの関係から、電源キャビネット購入と錦学習館中規模改修は、入札不調から、第七中学校現体育館解体と小学校単独調理校及び中学校改修（第一小学校ほか9校）は、業者からの今年度中の前払金請求が未確定であることなどから、予算の次年度への繰り越しをお願いしております。

次に、債務負担行為ですが、それぞれ指定管理者制度による指定管理運営を更新して実施することに伴うものであります。

なお、令和4年第4回市議会定例会において、指定管理者の指定についての議案が議決しております。

次に、契約議案です。議案第27号、立川市立第五小学校校舎増築工事（建築）請負変更契約は、建築工事について、契約内容の条件等に変更が生じたことから、契約金額と工期限を変更するものでございます。

最後に、条例改正です。議案第29号、立川市地域学習館条例の一部を改正する条例は、砂川学習館を解体し、新たに砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設を建設することから、条例別表にある砂川学習館の項を削除するものでございます。

議会報告は、以上でございます。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

小林委員、お願いいたします。

○小林委員 1ページの最後のところに、わたなべ議員から育休の質問がありまして、慣例をやめたらどうかという話がありますけれども、学校を訪問していた時に、ある学校の副校長先生が担任を持っているという状況をお話しくささいました。4月からは副校長に戻れますと言っていましたけれども、副校長が育休の先生の代わりに担任を持っていたのだと思うのです。また、ほかの学校でも、本当に困っているのだというようなお話も耳にしました。

何でそういうことが起こるのか、制度に問題があつてうまく進んでいないのか、その辺が分からないので、教えていただけますでしょうか。

○栗原教育長 佐藤指導課長、お願いいたします。

○佐藤指導課長 これについては、まず、端的に申し上げますと、教員不足ということが一番の理由でございます。正規の教員だけではなく、これまで数年前までは、いわゆる教員採用試験予備軍ともいわれる、何回か受けても受からないけれども、教員を目指しているといった先生方が、産休、産育代替であったり、また、病気休職などの先生の後補充としてあったのですが、今は正規の教員ですら足りないという状況が発生しているところでございます。

教育委員会からも、人材について、いわゆる名簿等の提示はするのですが、その提示されている方の多くは、もう既に学校に勤務をしているという状態で、なかなか見つからないという、これは本市だけではなくて、全都、また全国的な課題であるという状況でございます。

以上です。

○栗原教育長 小林委員、お願いいたします。

○小林委員 現状が少し難しい状況なのですね。でも、本当に育休は女性も男性も当然というか、堂々と取ってほしいのです。これからの時代はそういう時代でないと、仕事もやりにくくなりますので、そういう時代、そういう状況になってほしいのですけれども、そういうことであれば、やはり国で考えていただかないといけないと思います。

ちょっと調べていたら、文科大臣が、産休育休の代替教員について、年度初めに正規教員の採用もおっしゃっているのですけれども、それも難しいというような状況なのか、現状は校長先生も努力していらっしゃるのだと思うのですけれども、何ともどうしようもないという状況なのでしょうか。

ここでどうこう言っても仕方がないのですが、好転を祈っています。でも、学校で育休を取りたいという先生には、ぜひ、家庭も子どもも大事にしていきたいので、取れるようなご配慮をお願いします。特に男性の育業も、ぜひ認めていただきたいと思います。

以上です。

○栗原教育長 私からも少し補足ですけれども、教員というのは、東京都の場合は、東京都が一括採用するということですが、東京都も、かなり現状には危機感を持っていて、来年度の採用に向けては、新たな取組をいくつも考えているところでございます。

私たちもそれを注視するとともに、現状が続かないようにということは、東京都のほうにも訴えていきたいと思っているところでございます。

ほか、いかがでしょうか。

小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 今のお話と関連するのですけれども、共産党の浅川議員の質問についてです。

カムバック採用は、東京都の教育委員会で考えられていると思うのですが、カムバック採用とはどういうものか知りたいです。

○栗原教育長 佐藤指導課長、お願いします。

○佐藤指導課長 すみません。詳細な資料が今、手元にないので、私が把握しているところでございますが、一度教員として採用されてから、何かしらの事情で退職された先生方がいらっしやいます。その方に改めて採用試験を受けていただいたり、また教員としてご勤務いただくと

いった、そういったケースが一例としてカムバック採用として考えられると認識しております。

○栗原教育長 今、佐藤指導課長が説明したとおり、一度離職した方を採用しやすくするため、東京都が考えている取組ですね。

小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 それは、東京都がカムバック採用して、受かった人を東京都が採用するということですか。

○栗原教育長 例えば他県で教員をやっていた方がお辞めになって、東京都で採用、そういったこともあるということの質問の趣旨ですか、小柳委員。

○小柳委員 はい、そうです。

○栗原教育長 それはあります。ただ、採用するにあたり教員の免許が必要で、都道府県、また、政令指定都市の単位で採用試験を受けていただくという形にはなります。また、カムバック採用は東京都の制度で、都の公立学校に3年以上勤務経験のある方などが対象です。

佐藤指導課長、お願いします。

○佐藤指導課長 教育長が今、お話しされたとおりで、採用試験については、多くの自治体では、年に1回、夏の時期に一次試験を実施しております。ただ、今の動きとして、教員不足解消、教員の確保を図るため、今年度6月に、大学3年生から受けられるといった制度を、東京都をはじめ、幾つかの都道府県で採用しようとしている動きがございます。

また、そういった試験を受けて正規の採用となるわけですが、それ以外で、他府県で経験された方に、講師名簿にご登録いただくとか、そういったものを促すことも重要だと捉えております。

以上です。

○栗原教育長 よろしいですか。

○小柳委員 はい。ありがとうございました。

○栗原教育長 ほか、いかがでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 ほか、ないようでございます。

これで、3報告(2)令和5年第1回立川市議会定例会報告について、の報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

(3) 令和5年4月1日現在学級編制用児童・生徒数及び学級数

○栗原教育長 続きまして、3報告(3)令和5年4月1日現在学級編制用児童・生徒数及び学級数について、に入ります。

澤田学務課長、説明をお願いいたします。

○澤田学務課長 学務課より、令和5年4月1日現在の学級編制用児童・生徒及び学級数につ

いて、ご報告させていただきます。

その前に、お配りした資料に誤りがございました。大変申し訳ございません。

第九小学校の令和5年4月1日現在のところの表記で、学級編制数が上下とも記載がありますけれども、上のほうは特別支援学級という表記でございます。誤りがありまして大変申し訳ございませんでした。

そちらの資料をご覧になっていただきたいと思います。

表にお示した児童及び生徒数は、学級編制用の実人数であり、段階的な35人学級への移行として、令和5年度より、小学4年生が35人学級となり、通常学級の学級編制基準は、小学校1年生から4年生までと中学校1年生が35人、それ以外の学年は40人で編制しております。

参考としまして、裏面に、令和4年4月1日現在の児童・生徒数及び学級数をお示いたしました。

昨年度に比べまして、小学校の通常学級は7学級増え、児童数は71名減少しております。

中学校の通常学級は1学級減り、10名増加しております。

また、令和5年度の児童・生徒数の4月7日現在の数字というのが今、まとまっておりまして、通常学級の児童数は4名増え、8,354名、生徒数は変わらず3,686名となっております。学級数の変更はございません。

報告は以上でございます。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

○栗原教育長 小林委員、お願いいたします。

○小林委員 欄外に、第三中学校1年生は40人学級、ティームティーチングを選択と書いてありますけれども、これはどういう意味なのでしょう。

○栗原教育長 佐藤指導課長、説明をお願いいたします。

○佐藤指導課長 こちらにつきましては、1年生35名で編制できるところを、40名編制にした上で、教員が担任ではなくティームティーチングというような形で指導する体制を選択したということだと理解しておりますが、確認をさせていただければと思います。

○栗原教育長 いったんは、学校がその選択したということでご理解ください。

ほか、いかがでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

ほか、ないようでございます。

これで、3報告(3)令和5年4月1日現在学級編制用児童・生徒数及び学級数について、の報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

(4) 令和5年4月1日現在特別支援学級等児童・生徒数及び学級数

○栗原教育長 続きまして、3 報告 (4) 令和 5 年 4 月 1 日現在特別支援学級等児童・生徒数及び学級数について、に入ります。

鈴木教育支援課長、説明をお願いいたします。

○鈴木教育支援課長 教育支援課より、令和 5 年 4 月 1 日現在特別支援学級等児童・生徒数及び学級数について、報告いたします。こちらの表でございますが、上段の特別支援学級（固定学級・知的障害）の欄をご覧ください。小学校は 7 校ございまして、1 学年から 6 学年まで、この計の小学校の欄の右手のほうにいらっしゃりまして、児童数が 141 名、学級数が 20 ということでございます。

中学校が 3 校ございまして、中学校の欄の計を見ていただきまして、生徒 78 名、1 学年から 3 学年まで、学級数が 11 です。合計が、児童・生徒数の 219 名、学級数が 31 となっております。

続きまして、2 段目でございますが、特別支援学級（固定学級・自閉症情緒障害）でございます。このたび、大山小学校で、この 2 学級が 4 月から開校しまして、第二小学校と大山小学校の合計でございますが、こちら、1 学年から 6 学年で児童数 33 名、学級数 5 となっております。

続きまして、中段にいまして、通級指導学級でございます。こちら、2 校でございますが、1 学年から 6 学年までの計の欄を見ていただきまして、児童 101 名、そして学級数 7 でございます。

続いて、下段の特別支援教室でございます。小学校 19 校で、1 学年から 6 学年で、こちらの小学校の計の欄を見ていただきまして、児童数が 315 でございます。中学校の、9 校で 1 学年から 3 学年でこちらの合計を見ていただきますと、139 名です。合計が児童・生徒数合わせまして、454 名となっております。

報告は以上でございます。

○栗原教育長 説明、ありがとうございます。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 質疑はないようでございます。

これで、報告 (4) 令和 5 年 4 月 1 日現在特別支援学級等児童・生徒数及び学級数について、の報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

(5) 立川市立中央図書館文部科学大臣表彰受賞について

○栗原教育長 続きまして、3 報告 (5) 立川市中央図書館文部科学大臣表彰受賞について、に入ります。

池田図書館長、説明をお願いいたします。

○池田図書館長 それでは、立川市中央図書館文部科学大臣表彰受賞につきまして、ご報告い

たします。

文部科学省では、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める活動について、特色のある優れた実践を行っている学校、図書館、団体、個人に対して、文部科学大臣表彰を行っております。このたび、立川市中央図書館は、令和5年度子どもの読書活動優秀実践図書館として、文部科学大臣表彰を受賞することとなりました。

立川市中央図書館が表彰される主な理由として、立川電子図書館事業が読書に親しむ児童・生徒の育成に努め、読書を身近なものとして、習慣付けることに力を入れており、民間事業者等からの支援を活用しながら、読書活動の定着化に取り組んでいることが評価されたものです。

表彰式は4月23日、日曜日、国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて、文部科学省主催の令和5年度「子ども読書の日」記念 子どもの読書活動推進フォーラムの中で行われ、栗原教育長が出席する予定となっております。

報告は以上です。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

小林委員、お願いいたします。

○小林委員 とても名誉な素晴らしいことだと思います。

これは、応募して、こういう賞をいただいたということなののでしょうか。受賞までの経緯を教えてくださいませんか。

○栗原教育長 池田図書館長、お願いいたします。

○池田図書館長 文部科学省のほうで、東京都が取りまとめということで、各自治体の図書館に該当がないかということで照会がございました。その中で、立川市図書館が、今、私が申しましたところの特色ある活動を行っているものですから、立川市として、教育長の許諾を得まして、東京都に提出して、それが文部科学省で審査されまして、受賞となった運びでございます。

以上です。

○栗原教育長 市のほうからエントリーはしたということですか。

小林委員、お願いします。

○小林委員 今のお話を伺って、エントリーというよりも、先に認められていたというような感じがしますが、本当によかったです。紙にしる、そうではないにしる、本当に子どもが文字に親しむということで成果を認めていただいたということは、とても喜ばしいことだと思います。

○栗原教育長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 ほか、ないようでございます。

これで、報告(5)立川市中央図書館文部科学大臣表彰受賞についての報告及び質疑を終了いたします。

それでは次に、その他に入ります。その他はございますでしょうか。

それでは、今、澤田学務課長より発言を求められておりますので、澤田学務課長、お願いいたします。

○澤田学務課長 先ほど、小林委員からご質問がございました三中の1年生は、標準2学級、ティームティーチングを選択というところの意味でございますが、通常、先ほど申しましたとおり、中学1年生は35人の学級ということで、三中は、佐藤指導課長がおっしゃったとおりなのですけれども、チーム単位で指導するという意味で、本来でしたら学級としては5学級つくるところを4学級というところで進めていると聞いております。

以上でございます。

○栗原教育長 佐藤指導課長、お願いします。

○佐藤指導課長 今の澤田学務課長の説明、また、私の先ほどの説明に併せて、もう少し補足をさせていただきます。今、澤田学務課長がご説明したとおりであるのですが、都教委として、数年前から、2013年頃だったと思うのですが、いわゆる中1ギャップ対策といって、中学校に入学して学校生活になじめない、そういったところの解消に向けて、35人学級が実施できるという、そういった制度をとっております。

その中で、例えば今回の三中に当てはめると、中1ギャップ対策として、35人学級とした場合、146名ですので、1クラス当たりの人数がおそらく29名から30名程度になるかと思われれます。それを40人学級として換算して、大体1クラス36名から37名程度でクラス編制をし、その分1クラス分持たなくていい先生がおりますので、その先生が4クラスをティームティーチングで巡回というか、計画的に指導するという体制を三中はとっていると、こちらとしては理解をしております。

以上でございます。

○栗原教育長 小林委員、お願いいたします。

○小林委員 よく分かりました。一般的にはクラスの人数が少ないほうが、目が行き届いていような気がしますけれども、三中のお考えということで、あまりないレアなケースなのかなと思います。ですけれども、あえてそういう試みをしたということは、何か別に成果があるのではないかと思いますので、またその結果を検証していただけたらと思います。

以上です。

○栗原教育長 ありがとうございます。

それでは、次回の日程を確認いたします。次回、第8回定例会は、令和5年4月27日13時30分から205会議室で開催をいたします。

これもちまして、令和5年第7回立川市教育委員会定例会を終了いたします。

午後3時6分

署名委員

.....

教育長